

【 処 置 】

６６３ 緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル（血漿交換療法等）の算定について

《令和７年８月２９日》

○ 取扱い

次の場合の緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテルの算定は、原則として認められる。

- (1) J 039 血漿交換療法時
- (2) K 921 造血幹細胞採取「２」末梢血幹細胞採取時

○ 取扱いを作成した根拠等

緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテルは、血液浄化療法で体外循環のために血液の出入り口（ブラッドアクセス）を緊急に確保する場合などに内頸静脈や大腿静脈などの静脈に留置して使用するものである。

血漿交換療法・末梢血幹細胞採取は、手技の実施に際していずれも十分な体幹循環血液量の一時的な確保を必要としており、当該カテーテルの使用は有用である。

また、造血幹細胞採取の末梢血幹細胞採取時、十分な太さの血管が確保できない場合などにおいて、当該材料は有用と考えられる。

以上のことから、上記(1)及び(2)の場合の当該材料の算定は、原則として認められると判断した。